



島根県報

平成23年7月29日（金）

第2,311号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善事業費補助金の交 付の対象等を定める告示 (青少年家庭課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中小企業課) 3

告 示

島根県告示第528号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、児童福祉施設等環境改善事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善費補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第495号）は、廃止する。

平成23年 7 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

児童福祉施設等環境改善事業費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のための環境改善及び入所児等に対するケアの充実のための職員の資質向上に要する経費を補助し、もって社会的養護体制の充実を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲、事業等

(1) 補助事業者の範囲

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人、自立援助ホームを行う者及びファミリーホームを行う者

(2) 交付の対象である事業等

交付の対象である事業	対象施設等	補助対象経費	交 付 額
施設内遊具の安全対策（老朽化又は構造上の理由により危険な大型遊具の安全面の向上を図るため、大型遊具の撤去又は新設を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費 大型遊具撤去又は新設に係る経費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と2,300,000円を比較していずれか少ない方の額
食品の安全対策（食品の安全性を確保するため、大型冷蔵庫、食器格納庫等の食品の衛生管理に必要な備品についての撤去又は新設を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と6,500,000円を比較していずれか少ない方の額
児童養護施設等の生活環境改善（老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置その他の児童の安全の確保のために必要な備品、フローリング貼・カーペット敷等の更新又は内部改修を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	改修費 備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額
学習環境改善（児童福祉施設の退所後の就業の促進を図るため、児童福祉施設入所児（者）のパソコン	児童養護施設 母子生活支援施設 情緒障害児短期治療施設	備品購入費	1施設当たり補助対象経費の実支出額と400,000円を比較していずれか少ない方の額

ン技術習得のためのパソコンを整備する事業をいう。)	自立援助ホーム ファミリーホーム		額
賃借、改修等（既存建物を借り上げて自立援助ホーム等を新設して事業を実施する場合に貸主に対して支払う賃借料（礼金及び建物賃借料をいい、敷金を除く。以下同じ。）若しくは事業に必要な設備整備、改修整備等に係る費用又は自前建物で自立援助ホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備、改修整備等に係る費用の補助をする事業をいう。)	自立援助ホーム ファミリーホーム 地域小規模児童養護施設 児童養護施設分園型自活訓練事業	賃借料 改修費 備品購入費	賃借料については1施設当たり補助対象経費の実支出額と3,000,000円を比較していずれか少ない方の額とし、改修費については1施設当たり補助対象経費（賃借料を除く。）の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額とする。
児童養護施設等施設職員の短期研修、長期研修（児童養護施設等の職員の資質を向上し児童に対するケアの充実を図るため、各施設種別又は職種別に行われる研修への参加を促進する事業をいう。)	次に掲げる施設の職員 (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設 (3) 乳児院 (4) 情緒障害児短期治療施設 (5) 自立援助ホーム (6) 知的障害児施設 (7) 肢体不自由児施設 (8) 重症心身障害児施設	賃金（代替職員雇 上げ経費等） 旅費 需用費 役務費 委託料 備品購入費 負担金	1人当たりの額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に規定する額とする。 (1) 短期研修（3日から4日程度の研修をいう。） ア 宿泊を伴うもの 131,000円 イ 宿泊を伴わないもの 71,000円 (2) 長期研修（1か月から3か月程度の研修をいう。） 1,018,000円

島根県告示第529号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド益田店 島根県益田市高津町七丁目イ1128番48外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年3月16日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,984平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地南東側 59台

東側別敷地 22台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 15台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南西側 54平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南西側 37.5立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地内駐車場 3か所

東側別敷地駐車場 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後9時00分まで

2 届出年月日

平成23年7月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。